

川崎市内部統制委員会設置要綱

〔平成31年4月1日〕
30川総人第1255号

(目的及び設置)

第1条 本市における事務等の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保する内部統制の取組を全庁横断的に推進し、もって市民の市政に対する信頼の維持及び質の高い市民サービスの継続的かつ安定的な提供に寄与することを目的として、川崎市内部統制委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 内部統制の評価に関すること。
- (2) その他内部統制に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副市長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会の事務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長のうち委員長の指名する者がその職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(制度検討部会)

第6条 委員会の会議に関する重要事項の協議や、状況に応じた内部統制の仕組み及び手法の検討等を行うため、委員会に川崎市内部統制委員会制度検討部会(以下「制度検討部会」という。)を置く。

- 2 制度検討部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、総務企画局コンプライアンス推進室長をもって充てる。
- 4 部会員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務企画局コンプライアンス推進室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(川崎市内部統制導入検討委員会設置要綱の廃止)

- 2 川崎市内部統制導入検討委員会設置要綱(平成29年川総人第950号)は廃止する。

別表第1（第3条関係）

委員

総務企画局長
財政局長
市民文化局長
経済労働局長
環境局長
健康福祉局長
こども未来局長
まちづくり局長
建設緑政局長
港湾局長
臨海部国際戦略本部長
市民オンブズマン事務局長
会計管理者
川崎区長
幸区長
中原区長
高津区長
宮前区長
多摩区長
麻生区長
上下水道事業管理者
交通局長
病院事業管理者
病院局長
消防局長
教育長
教育委員会事務局教育次長
選挙管理委員会事務局長
監査事務局長
人事委員会事務局長
議会局長

別表第2（第6条関係）

部会員

総務企画局情報管理部行政情報課長
総務企画局情報管理部ICT推進課長
総務企画局コンプライアンス推進室担当課長
総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
財政局財政部財政課長
財政局資産管理部資産運用課長
財政局資産管理部契約課長
会計室審査課長
会計室出納課長
上下水道局総務部庶務課長
交通局企画管理部庶務課長
病院局総務部庶務課長
教育委員会事務局総務部庶務課長
教育委員会事務局総務部学事課長
教育委員会事務局総合教育センター情報・視聴覚センター室長
監査事務局行政監査課長
監査事務局財務監査課長